

元保険医療機関の指定の取消相当

厚生労働省九州厚生局は、令和4年1月5日付けで元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを行いました。

この取扱いは、実際には行っていない保険診療を行ったとして、診療報酬を不正に請求したこと、元開設者が詐欺罪により禁錮以上の刑に処されたことによるものです。(不正請求額 約5万5千円)

なお、今回の取扱いにあたっては、令和3年12月22日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、取消相当の取扱いが妥当との建議がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出された場合等により行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名 称 りんどう心のクリニック
- ② 所在地 鹿児島県垂水市南松原町58
- ③ 開設者 山口 龍郎 (やまぐち たつろう)

(2) 指定の取消相当地月日

令和4年1月5日

※ 当該保険医療機関は平成29年9月30日に既に保険医療機関の廃止届が提出されていることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 診療報酬の不正請求

監査において確認した不正請求に係るレセプト件数及び金額

(平成28年6月～平成28年8月)

不正請求額 1名分 レセプト3件 55,391円

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

3 指定の取消相当の取扱いとする主な理由

(1) 不正請求

架空請求

実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと

りんどう心のクリニック（以下「当該クリニック」という。）の元開設者である山口龍郎医師（以下「山口医師」という。）は、平成31年3月20日、詐欺罪で鹿児島地方裁判所から、懲役2年、執行猶予4年の判決を受けた。その後、令和元年9月26日、福岡高等裁判所宮崎支部において控訴の棄却が、令和2年2月4日、最高裁判所において上告の棄却が決定され、刑が確定している。

4 監査を行うに至った経緯

(1) 平成28年12月26日、匿名の者から九州厚生局鹿児島事務所に対し、当該クリニックにおいて、①無診察処方恒常的に行われている、②遠方の患者に対し、薬を送っている旨の情報提供があった。さらに平成29年1月10日、同一と思われる者から、③受診した本人ではなく、受診した者の母親の被保険者証を使って請求をしていた旨の情報提供があった。

(2) 平成29年4月28日、個別指導を実施したところ、日計表等の資料から上記(1)②及び③の情報提供内容が認められ、山口医師に確認を求めたところ、②について、向精神薬を郵送した事実を認めた。

これらのことから、無診察処方及び上記(1)③の架空請求が疑われたため、内容精査が必要と判断し個別指導を中断した。

(3) 平成29年6月1日から同月20日の間に18名に対し患者調査を実施したところ、一度も受診していない旨回答があったにもかかわらず診療報酬が請求されている事象等が認められた。

(4) 平成29年6月9日、患者を診察せずに向精神薬を売ったとして、麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的譲り渡し）の疑いで、麻薬取締部及び鹿児島県保健福祉部薬務課が当該クリニック及び山口医師の自宅を捜索し、診療録、パソコン等を差押えたとの新聞報道がなされた。

(5) 以上のことから、当該保険医療機関において、診療報酬の不正請求が強く疑われたため、平成29年6月26日付けで個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、同年7月7日、同年8月25日及び同年12月26日に監査を実施した。